

新潟市給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月 27日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 7 号

新潟市給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第1条 新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第1号中「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)

第14条の2第4項中「同項の規定」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある

場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第14条の5第3項中「第1項」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項」に改める。

第21条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日及び休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務の時間等を考慮して人事委員会規則で定める場合にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額に適用する。

第23条第3項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.

25」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の125」に改める。

第25条中「及び第14条の4」を削る。

第32条第1項ただし書中「及び住居手当」を削る。

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「、第21条及び第23条」を「及び第21条」に改め、「、第22条」を削り、同条第2項中「及び第22条第2項」を「、第22条第2項」に改め、「第21条において準用する場合を含む。）」の次に「及び第23条第3項第1号(新潟市教育職員給与条例第22条において準用する場合を含む。）」を加え、「100分の127.5」を「100分の125」に、「「100分の175」と」を「「100分の95」と、給与条例第23条第3項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と」に改める。

(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年新潟市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第17条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条の表第25条の項中「及び第14条の4」を削る。